10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

終了時に何を戻すか：関係が悪くなってから決めることになる

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　いつ・誰が・何をするのか

1　終わり方によって、戻すものが変わる

取引が終わるとき、相手方の手元には何かが残っています。貸した金型、支給した材料、渡した図面、預けた顧客データ。これを誰が、いつ、どうやって戻すのかは、終わり方によって違います。

実務書は、解除の効果をこう説明しています。

> 契約に別段の定めがない限り，解除の効果として，各当事者は原状回復義務を負う（民法545条１項本文）。これは，解除が契約の効力を遡及的に消滅させるという直接的な効果を生じることから，一種の不当利得返還義務として，各当事者が受領した物の返還等の原状回復義務を負うことになるためであると一般に理解されている（直接効果説）。（注1）

相手方に引き渡した目的物の返還を求めたいのであれば、解除を選択し、契約の履行がなかった状態に巻き戻すのが直截的だと考えられます（注2）。

もっとも、継続的な契約では話が変わります。賃貸借・雇用・委任（準委任）・組合契約などの継続的契約関係については、解除の遡及効が適用されず、契約の効力は将来に向かってのみ消滅します（注3）。

終わり方	戻す根拠
解除（遡及効）	民法545条1項の原状回復義務
解除（継続的契約。将来効）	545条の原状回復義務は生じない。貸与品は貸借の終了による返還義務（民法593条・601条）や所有権で取り戻せるが、データ・在庫・費用などは条項が要る
期間満了	同上
合意解約	合意の内容次第

期間満了で終わる契約には、解除の原状回復（民法545条）は働きません。取引基本契約の多くはここに当たります。貸与品が使用貸借や賃貸借であれば、契約の終了による返還義務と、収去・原状回復の規定（民法599条、621条・622条）がありますが、データや在庫をどうするかは決まりません。

2　決めるのは、関係が悪くなる前

条項がなければ、終わるときに協議することになります。その協議が成り立たないおそれがあります。

> なお，契約終了時には，ライセンサーとライセンシーの関係が円満ではなくなっている可能性があり，その場合，契約終了時に当事者間で対応内容を協議する旨のみが定められていても，具体的な解決ができないおそれがあることから，当事者間の関係が良いうちに，すなわち，契約締結時に可能な範囲で具体的な定めをおいておくことが望ましい。（注4）

別稿（信用不安の兆候）と同じ筋です。関係が良いうちには要らない条項で、要ると分かったときには決められません。

二　手順

1　棚卸し：何が相手方の手元にあるか

戻すものを決める前に、何を渡したかが分からないことがあります。貸与の時点で記録を残す条項が、これを防ぎます。

業務委託契約の書式では、貸与品について、受託者が本貸与品の受領と引き換えに預かり証を交付すると定め、さらに、受託者は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、保管上および帳簿上、受託者の他の資産と区別しておかなければならないとしています（注5）。

預かり証と帳簿上の区分が、終了時の棚卸しの土台になります。

2　類型ごとに、戻し方が違う

類型	何をするか	出どころ
貸与品（金型・治具・器具）	返還。原状回復と附属品の収去	（注5）（注6）
貸与資料・図面	返還。複製物も対象に含める	（注7）
在庫	買い取るか、販売の継続を認めるか	（注4）（注8）
データ・記録	写しを移転する	（注8）
秘密情報	返還または廃棄	（注8）（注9）

貸与品の条項例は、次の形です。

> 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、甲（売主）は、乙（買主）から貸与を受けた資料、器具その他の貸与品一切を直ちに返還するものとする。（注6）

これに買主側から加える変更としては、資料に「(複製物を含む)」を入れることと、貸与品に滅失、汚損、破損等がある場合に損害賠償を請求できるようにすることがあります（注7）。複製物を入れる理由は、企業秘密の保持です（注7）。

在庫とデータは、返すだけでは済みません。ライセンス契約の書式が挙げる契約終了時の対応から、3項を抜き出します。

> １．Aが希望する場合には，Aは，契約終了時点でBが保有する本件製品の在庫をBにおける簿価で買い受けることができる。（注8）

> ３．Bは，契約終了から〇〇日以内に，自ら又はその関係会社が所持している若しくは管理している，本件製品に関する一切のデータ，報告書，記録及び資料の写しを，自らの費用でAに移転する。（注8）

> ４．Bは，B又はその関係会社が保有若しくは管理するAの秘密情報を含んだ一切の関連する記録と資料を，Aの選択により，Aに返却するか，破棄する。（注8）

1項は「買い受けることができる」という権利の形です。在庫は返還の対象ではなく、買い取るか相手方に残すかの選択になります。

3　返還か廃棄か、証明をどう取るか

物なら返還できますが、データと秘密情報は事情が違います。戻してもらっても、相手方の手元から消えたとは限りません。

そこで実務は、返還と廃棄を選べる形にします。上の4項が「Aの選択により、Aに返却するか、破棄する」としているのがこれです（注8）。業務委託の書式でも、貸与品について、委託者および受託者が書面により合意した場合は、返還に代えて、自己の費用負担をもってこれを廃棄することができるとしています（注5）。

廃棄を選んだときに要るのが、証明です。廃棄を求める場合には、適切な方法により廃棄した旨の廃棄証明の提出を併せて求めることになります（注9）。

個人データについては、ガイドラインも記録の整備を手法の例として挙げています。組織的安全管理措置の手法の例示として、個人情報データベース等の削除・廃棄の状況を挙げ、括弧書きで委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含むとしています（注10）。証明を取っておくことは、条項の側だけでなく、安全管理措置の面からも意味があります。

三　つまずきやすいところ

1　データの「返還」は何を意味するのか

紙の資料なら、返してもらえば相手方の手元から消えます。データは複製されるので、返還と消去が別のことになります。二の2の条項例が、データについて「写しを移転する」（3項）と書き、秘密情報について「返却するか、破棄する」（4項）と書き分けているのは、この違いによります。

さらに、消しても残るものがあります。

> なお，資料の返還・廃棄等が行われても，関係者の記憶には，秘密情報が保持されたままになることから，秘密保持義務の継続についても検討しておくことが重要である。（注11）

返還も廃棄も、秘密保持義務の代わりにはなりません。存続条項の側で秘密保持を残す必要があります。どの条項を残すかは別稿（どの条項を残すか）が扱います。

2　費用は誰が負担するのか

条項がないと、原則で決まります。貸与品の返還義務は、有償無償を問わず借主が負うので、その費用も原則として借主の負担です。売主として買主に費用を負担させたいのであれば、特約をもって買主負担である旨を定めておく必要があります（注12）。

返す側が費用を持つのが原則です。そこを動かすには条項が要ります。

取引基本契約の書式が挙げる売主側の変更例は、本契約の終了原因が乙（買主）の責に帰すべき事由による場合を除き、甲（売主）が負担するという形で、原則を確認したうえで例外を作っています（注13）。

類型ごとに負担者が違ってよい、という点も見落としやすいところです。二の2・二の3で見た条項例では、データの写しの移転は移転する側の費用（3項）、貸与品の廃棄は廃棄する側の費用（注5の但書）となっています。

3　長く使った貸与品を、どの状態で返すか

契約期間が長いと、貸与品は摩耗します。長期間の使用に伴い貸与品に大きな磨耗、損傷等が生じていることが予想されるため、売主としては、貸与品を返還時の現状にて返還すれば足りる旨を明記したいところです（注7）。逆に買主としては、貸与品の滅失・毀損は企業財産の損失に繋がりかねないため、場合によっては損害賠償を請求できるという内容にしておくべきです（注7）。

民法の原則が、この対立の背景にあります。使用貸借では、借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去する義務（分離できない物などを除く）と、生じた損傷を原状に復する義務を負います。ただし、損傷が借主の責めに帰することができない事由によるときは、原状回復の義務を負いません（注14）。賃貸借では、これに加えて、原状回復義務の対象から通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化が明文で除かれています（注15）。

貸与が使用貸借か賃貸借かで、通常損耗を明文で除くかどうかが変わります。「現状有姿」と書くのは、この不確かさを条項の側で消す作業にあたります。

4　相手方が応じないとき

条項があっても、返してこないことがあります。この場合は、秘密保持契約に違反したとして損害賠償等を請求することを検討するほか、差止請求をすることも考えられます。秘密保持契約が締結されていない場合や、契約に基づく求めに応じてもらえない場合には、不正競争防止法に基づく差止請求を検討します（注9）。

条項は、請求の根拠を作るところまでしかできません。実際に取り戻す局面では、営業秘密として保護されるかという別の問題が出てきます。

四　仕組みにする：終了時チェックリスト

契約を作る段階で決めておく項目を、類型別に並べます。

決めること	貸与品	データ・記録	秘密情報	在庫
何を対象にするか	複製物を含めるか（注7）	写しを含める（注8）	記録と資料（注8）	簿価か（注8）、時価か
返還か廃棄か	合意で廃棄可（注5）	移転（注8）	開示者の選択（注8）	買取りか販売継続か（注4）（注8）
期限	「直ちに」か日数か（注6）	終了から〇〇日（注8）	定めておく	定めておく
状態	現状有姿か原状回復か（注7）（注13）	—	—	—
費用	原則は返す側（注12）	移転する側（注8）	廃棄する側（貸与品につき注5）	買い取る側
証明	受領書	—	廃棄証明（注9）（注10）	検収
違反したとき	損害賠償（注7）	—	損害賠償・差止（注9）	—

縦の列がすべて埋まる契約は少ないはずです。渡しているものがない類型は、空欄のままで構いません。

渡す時点の手当ても、あわせて決めます。二の1のとおり、預かり証と帳簿上の区分があれば、終了時に何を戻すかで争わずに済みます（注5）。

五　まとめ

	条項がないとどうなるか
解除で終わったとき	原状回復義務がある（注1）。ただし継続的契約では将来効（注3）
期間満了で終わったとき	貸与品は貸借の終了による返還義務や所有権で取り戻せるが、データ・秘密情報の返還と消去、在庫、費用、期限、状態は決まらない
データ・秘密情報	返還と消去の区別がつかない
費用	返す側の負担になる（注12）
廃棄したかどうか	確かめる手立てがない

この記事が扱ったのは、右の列を条項で埋める作業です。そして、それを決められるのは関係が良いうちだけです（注4）。

清算と経過措置は別稿（清算と経過措置）が、どの条項を終了後も残すかは別稿（どの条項を残すか）が扱います。金型の保管と廃棄そのものは、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）松田世理奈＝辛川力太＝柴山吉報＝高岸亘『契約解消の法律実務』（中央経済社、2022）23頁
（注2）前掲注1・24頁
（注3）前掲注1・24〜25頁
（注4）田中宏岳ほか『テーマ別 ヘルスケア事業の法律実務』（中央経済社、2023）192頁
（注5）近藤圭介編著『業務委託契約書作成のポイント〈第2版〉』（中央経済社、2022）58頁の第4条1項・3項・5項
（注6）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）76頁の条項例
（注7）前掲注6・77頁の買主側変更例および解説
（注8）前掲注4・193頁の【契約終了時の対応】
（注9）市川浩行＝岩下明弘『過大要求・悪質クレームへの企業対応の実務――取引先・消費者・株主の問題行動』（新日本法規出版、2022）33頁
（注10）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（令和8年6月一部改正）173頁
（注11）前掲注4・192頁の註67
（注12）前掲注6・77頁の解説
（注13）前掲注6・76頁の売主側変更例
（注14）民法599条1項・3項
（注15）民法621条

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shuryoji-ni-nani-o-modosu-ka/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「終了時に何を戻すか：関係が悪くなってから決めることになる」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。